35　第三十一項及び第三十二項の規定は、第二種贈与認定個人事業者について準用する。この場合において、第三十一項及び第三十二項中「第一種贈与認定個人事業者」とあるのは「第二種贈与認定個人事業者」と、「第一種贈与随時報告基準日」とあるのは「第二種贈与随時報告基準日」と、「第九条第十四項各号」とあるのは「第九条第十六項の規定により読み替えられた同条第十四項各号」と読み替えるものとする。

36　第三十三項及び第三十四項の規定は、第二種相続認定個人事業者について準用する。この場合において、第三十三項及び第三十四項中「第一種相続認定個人事業者」とあるのは「第二種相続認定個人事業者」と、「第一種相続随時報告基準日」とあるのは「第二種相続随時報告基準日」と、「第九条第十五項各号」とあるのは「第九条第十七項の規定により読み替えられた同条第十五項各号」と読み替えるものとする。

37　都道府県知事は、第一項及び第三項（第十四項、第十五項、第十九項、第二十項及び第二十二項から第二十七項までの規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合には第九条第二項各号又は第三項各号（同条第四項から第九項までの規定により準用される場合を含む。）に該当しないこと、第五項の表の第二号及び第七項の表の第二号（第十六項、第十七項、第十九項、第二十項、第二十八項及び第二十九項の規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合には第九条第二項第二号から第二十二号まで又は第九条第三項第二号から第二十号まで（同条第四項から第九項までの規定により準用される場合を含む。）に該当しないこと、第五項の表の第三号及び第七項の表の第三号（第十六項、第十七項、第十九項、第二十項、第二十八項及び第二十九項の規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合には第九条第十項各号（同条第十一項から第十三項までの規定により準用される場合を含む。）のいずれかに該当するに至っていること並びに第九条第二項第一号から第三号まで、第六号、第七号及び第九号から第二十二号まで又は第九条第三項第一号から第三号まで、第六号、第七号及び第九号から第二十号まで（同条第四項から第九項までの規定により準用される場合を含む。）に該当しないこと、第九項（第十八項、第二十一項及び第三十項の規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合には第十条第一項各号又は第二項各号（同条第三項から第八項までの規定により準用される場合を含む。）に該当すること、並びに第十一項（第十六項、第十九項及び第二十八項の規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合には第九条第二項各号（第二十二号を除き、同条第四項、第六項及び第八項の規定により準用される場合を含む。）、第三十一項の表の第二号及び第三十三項の表の第二号（第三十五項及び第三十六項の規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合には第九条第十四項第二号から第十三号まで（同条第十六項又は第十七項の規定により準用される場合を含む。）に該当しないことをそれぞれ確認したときは、これらの報告をした第一種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相続認定中小企業者、第一種特例贈与認定中小企業者、第一種特例相続認定中小企業者、第二種特例贈与認定中小企業者若しくは第二種特例相続認定中小企業者（第九項（第十八項、第二十一項及び第三十項の規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合にあっては、吸収合併存続会社等、第十項（第十八項、第二十一項及び第三十項の規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合にあっては、株式交換完全親会社等）又は第一種贈与認定個人事業者、第一種相続認定個人事業者、第二種贈与認定個人事業者若しくは第二種相続認定個人事業者に対し、様式第十六による確認書を交付するものとする。

［新設］

31　都道府県知事は、第一項及び第三項（第十四項、第十五項、第十九項、第二十項及び第二十二項から第二十七項までの規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合には第九条第二項各号又は第三項各号（同条第四項から第九項までの規定により準用される場合を含む。）に該当しないこと、第五項の表の第二号及び第七項の表の第二号（第十六項、第十七項、第十九項、第二十項、第二十八項及び第二十九項の規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合には第九条第二項第二号から第二十二号まで又は第九条第三項第二号から第二十号まで（同条第四項から第九項までの規定により準用される場合を含む。）に該当しないこと、第五項の表の第三号及び第七項の表の第三号（第十六項、第十七項、第十九項、第二十項、第二十八項及び第二十九項の規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合には第九条第十項各号（同条第十一項から第十三項までの規定により準用される場合を含む。）のいずれかに該当するに至っていること並びに第九条第二項第一号から第三号まで、第六号、第七号及び第九号から第二十二号まで又は第九条第三項第一号から第三号まで、第六号、第七号及び第九号から第二十号まで（同条第四項から第九項までの規定により準用される場合を含む。）に該当しないこと、第九項（第十八項、第二十一項及び第三十項の規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合には第十条第一項各号又は第二項各号（同条第三項から第八項までの規定により準用される場合を含む。）に該当すること、並びに第十一項（第十六項、第十九項及び第二十八項の規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合には第九条第二項各号（第二十二号を除き、同条第四項、第六項及び第八項の規定により準用される場合を含む。）に該当しないことをそれぞれ確認したときは、これらの報告をした第一種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相続認定中小企業者、第一種特例贈与認定中小企業者、第一種特例相続認定中小企業者、第二種特例贈与認定中小企業者又は第二種特例相続認定中小企業者に対し、様式第十六による確認書を交付するものとする。

［新設］